

○ 新型コロナウイルス感染症にかかる手続きに必要な証明書交付手数料の
免除期間を延長します（令和4年12月28日まで）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方々が、融資・貸付の申請や給付の手続きなど、各種支援制度の手続きを行う際に必要な証明書等の交付手数料の免除期間について、当初令和2年5月25日から令和4年6月30日まで延長してきましたが、今後も証明書の交付手数料を引き続き免除することとし、令和4年12月28日まで延長します。

◆対象証明書

- ・ 課税（所得）証明書＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 納税証明書＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 固定資産評価（公課）証明書＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 住民票の写し（除票の写しを含む）＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 広域交付住民票の写し＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 住民票記載事項証明書＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 戸籍の附票の写し（除票の写しを含む）＜大阪市手数料条例・300円/件＞
- ・ 印鑑登録証明書＜大阪市印鑑条例・300円/件＞
- ・ 戸籍謄抄本＜大阪市手数料条例・450円/件＞
- ・ 除籍謄抄本＜大阪市手数料条例・750円/件＞

◆請求方法

窓口請求（各市税事務所管理担当・各区役所税証明窓口）、郵送請求（大阪市税証明郵送センター）、オンライン申請（一部の証明に限る。）

（注）コンビニ交付は除きます。

（注）請求書に「各種支援制度等の申請手続きの名称」と「提出先」を記載いただくなど、証明書の使用目的が、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々への支援、融資・給付等にかかる申請であることを確認させていただきます。

※令和4年6月24日付 市ホームページ報道発表済